

岡山県立倉敷鷺羽高等学校 いじめ防止基本方針

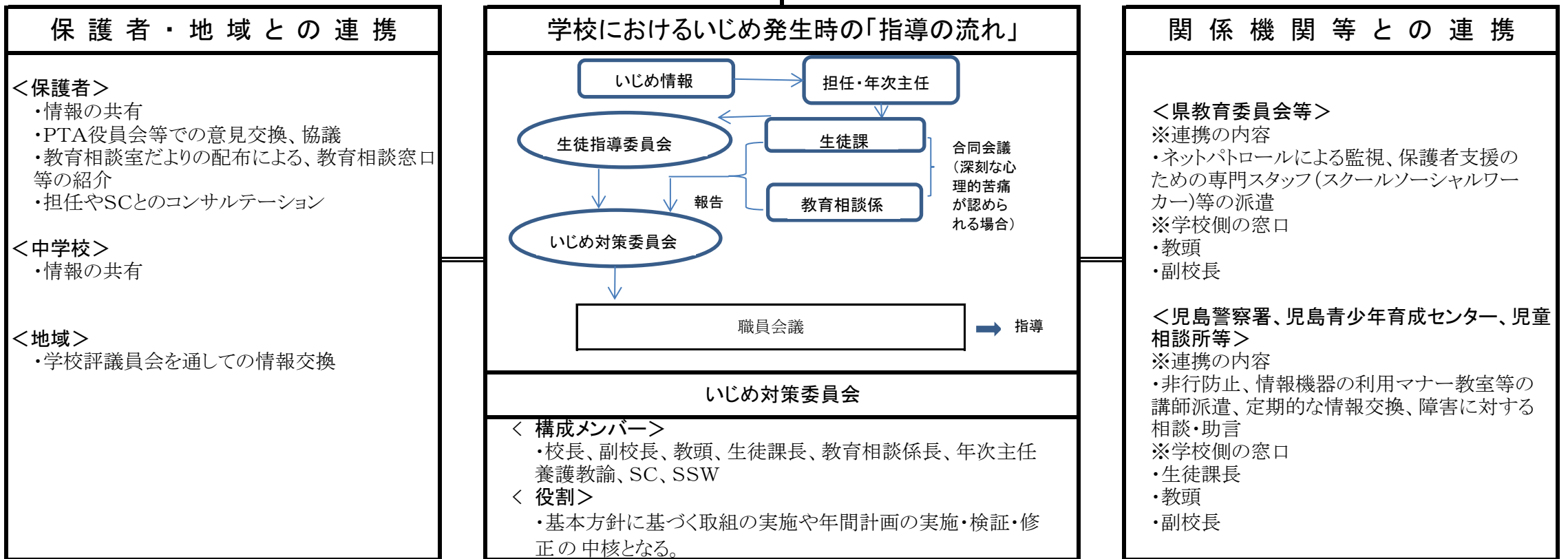
平成30年 4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校ではここ数年間特別指導に該当するいじめの事例が数件発生している。内容は、悪口、からかいから発展した暴力的行為などであった。現在、問題行動を未然に防ぐ手段として、人権ロングホームルームで、「命の大切さ」や「コミュニケーションスキル」などを扱っている。また、「いじめに関するアンケート」を行うことで実態把握を行っている。さらに、SNSを介した集団いじめ等に対応するため、スマートフォンの利用に関した生徒対象の講演会を実施している。いじめの対応に当たっては、生徒課と教育相談係を中心に対応しているが、他の分掌組織との横断的な指導を考える必要がある。また、スマートフォン等を介したいじめでは、生徒のスマートフォン使用で、不適切な使い方が影響している面もあるので、定期的に教員研修を行うことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・すべての教員は、いじめは生徒の人間らしく生きる権利を侵害する深刻な人権問題であるとの認識に立って、いじめ対策委員会の総括の下、いじめの防止や早期発見・早期解決に努める。
 ・学校をあげた横断的な取組を推進するために、いじめ対策委員会には生徒課長、教育相談係、管理職、年次主任、養護教諭が参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
 ・生徒のスマートフォン利用の実態を把握し、スマートフォン等の正しい使い方の啓発活動を行い、スマートフォンを利用した、いじめの防止を図る。
 ・いじめの早期発見、クラスでの居場所の確保のために、心理検査やストレスチェックあるいはアンケート等を実施し、その後、担任面談を行うことで、居心地の良いクラスづくりに取り組む。



①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指導力向上のための研修の一環として、いじめに関わる人権や心理、あるいはLHRの指導法などについての研修会を開催する。 <p>(LHR活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題に対する知識やいじめを許さないための考え方や行動の仕方などを考えるLHRを実施する。 ケータイ・スマホ委員会主催のLHRを実施し、生徒にスマートフォンの正しい使い方について考えさせることで、いじめに対して意識を深めさせる。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校親善球技大会、龍王祭等の学校行事を通して、生徒が活躍できる場所を提供し、生徒の自己肯定感を高めるための取組を進める。 NSS(ネットスチューデントサポーター)を中心に様々な機会を利用して、生徒のスマートフォンの利用によるいじめを防止する啓発活動を行う。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を提供することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報モラルに関する授業を、各学年において行う。これによって、ネット上のいじめを防止し、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚させ、適切に利用できる力を身につけさせる。 ケータイ・スマホ委員会主催で、全校生徒にスマホテストを実施し、情報モラルを含めたスマホ使用の基礎知識や法的知識を習得させる。 <p>(授業・特別活動・部活動等での観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業等での生徒の様子をしっかりと観察し、教員が常に人権感覚を大事にすることで、いじめが発生しない環境を作る。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケートを5月と12月に実施し、担任が生徒全員に年2回の面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員室で日常的に情報交換を行ったり、年次会議で生徒の情報交換を密に行ったりすることで、教師集団としていじめに取り組む体制づくりを意識的に進める。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的ないじめの認知につながるように、年5回発行の「教育相談室だより」などで積極的に、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 <p>(授業・特別活動・部活動等での観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業等を通して、生徒の様子をしっかりと観察することで、小さなからかい等を見逃すことなく、いじめの早期発見に努める。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめの情報を受け取った担任は、1人で抱え込むことなく、「指導の流れ」に沿って集団で指導を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導に当たっては、保護者や関係諸機関などとの連携を密にする。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に考え、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることと、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対策を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるような指導を行う。 <p>(いじめの傍観者や無関心を装う生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> 正しい人権意識や秩序ある社会のルールに気づかせ、自ら問題を解決していこうとする姿勢や態度を育てる取組を、年次団が中心となって実施する。